

様式第3号 (第12条)

会 議 録

会議の名称	令和2年度 第2回社会教育委員会会議
開催日時	令和2年11月26日(木) 午後7時00分から 午後8時35分まで
開催場所	吉川市役所303・304・305会議室
出席委員(者)氏名	小山悟、高田明充、峯健二、倉本則子、吉澤力、中山宏司、能登克巳、佐々木絹子、西田忠男、浅見洋子、宮田匡寿、中島眞由美、郭育子 計13名
欠席委員(者)氏名	鈴木博、西澤利子 計2名
担当課職員職氏名	生涯学習課 課長：岩上勉、副主幹：程田浩司、主任：岡庭直樹 中央公民館 館長：佐々木清匡、係長：新井詠美子 計5名
会議の次第及び会議の公開又は非公開の別	議 事 (1) 令和3年度社会教育関係団体への補助金交付について (2) 社会教育施設等の利用の方法について 【全て公開】
非公開の理由 (会議を非公開とした場合)	
傍聴者の数	0名
会議資料の名称	・ 次第 ・ 資料1 令和3年度社会教育関係団体への補助金交付について ・ 資料2 社会教育施設等の利用許可状況 ・ 当日資料 事前登録(団体登録)及び人数について ・ 当日資料 社会教育法第23条第1項の解釈の周知について
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
会議録確認指定者	・ 中山委員、浅見委員
その他の必要事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、決定事項等）	
事務局	<p>1 開会</p> <p>2 委員長あいさつ</p> <p>3 委員の変更及び自己紹介 (1) 小中学校校長会 新井委員から小山委員へ変更 (2) PTA連合会 酒井委員から宮田委員へ変更</p> <p>4 会議録署名委員 中山委員、浅見委員を指名した。</p> <p>5 議事 (1) 令和3年度社会教育関係団体への補助金交付について</p>
委員長 事務局 委員長 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局より説明求める。 ・資料に基づき説明。 ・何かご意見・ご質問はあるか。 ・PTA連合会に交付とあるが、市内にPTAの数はいくつあるのか。
関連委員	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校8団体、新設された吉川中学校も含め中学校が4団体、合計12団体で構成されている。
委員 関連委員 委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・高校は含まれるのか。 ・高校は含まれない。 ・PTAの活動内容は小学校と中学校で差があるのか。 ・中学校には部活動、小学校には登下校に係る交差点の注意標記等、会費の使い道に差はあるが、基本的に児童のために活動するという目的に差はない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・12団体で36万円とあるので、1つのPTAで3万円という振り分けになると思うが、その額で運営ができているのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者からもPTA会費を別途徴収しているため、運営はできている。
委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・増額の要望はないのか。 ・中学校開校に伴い、当時のPTA連合会選出の委員に伺ったが増額要望はなかった。学校は増えるが、児童の総数が増えるわけではないので現行の補助額で理解してもらっている。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・補足だが、今回のPTA連合会の36万円というのは1校につき3万円を補助するものではなく、各PTA会長が集まる連絡協議会の費用として連合会に補助をするものである。他に意見がなければこの交付額でよろしいか。 <p>全出席委員 了承</p>
委員長	<p>(2) 社会教育施設等の利用許可状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より説明を求める。

委員	<ul style="list-style-type: none"> ・資料2及び当日資料の説明。 班ごとに分かれてグループワークをしてもらう。 1班：吉澤委員長、小山委員、郭委員、宮田委員、能登委員 2班：中島委員、佐々木委員、倉本委員、峯委員 3班：高田副委員長、西田委員、浅見委員、中山委員 <p>グループワーク（約30分）</p>
委員	<p>1班発表</p> <p>【事前登録】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まんまる予約を4人以上と規定しているので、統一したほうがよいという意見が多かった。 ・団体の根拠があれば施設側も説明しやすく、利用者側も納得できることから、定めたほうがよい。 <p>【個人利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目線を一般市民向けにするほうがよい。 ・平日は個人の予約を認めてはどうか。 <p>【キャンセル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10日前までは長すぎるので1週間前がよい。 <p>【申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の目線で考えると、3施設で1週間前に統一したほうがわかりやすい。 ・公民館でもまんまる予約ができるようにしてはどうか。コロナ禍のため、並んで予約するよりも、インターネットを使用した予約方法が望ましいのではないか。 <p>【政治・宗教】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体的にはこのままでもよいのではないか。 ・おあしすと旭地区センターが不特定多数の政治利用が不可とあるがその根拠を教えてほしい。 <p style="text-align: right;">〈発表終了〉</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設とその他の施設では政治利用についての解釈が異なり、中央公民館では利用できる内容のものを、おあしす、旭地区センターでは利用できないようにしている。
委員	<p>2班発表</p> <p>【事前登録】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者を受け入れることを前提にした上で、事前登録の段階でしっかり審査してもらいたい。 ・サークル活動は人を成長させる。公民館の登録人数は5人のままでよい。 ・公民館では中学生は利用不可にしているが、中学生だけで登録をし、活動するような団体がいるとしたら興味がある。 <p>【営利活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営利の根拠が難しい。 ・営利として申請はしていないが、営利の疑いがある活動をしている団体もある。

	<p>【市外の利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用状況が混みあっているのであれば、市民を優先させてほしいが、空いているのであれば、市の収益になるのでこのままでもよい。 <p style="text-align: right;">〈発表終了〉</p>
<p>委員</p>	<p>3 班発表</p> <p>【事前登録】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体的にはこの基準どおりでもよい。 ・中学生の利用不可については詳しく知りたい。 ・高齢者の居場所づくりのため、無料利用証の利用は促進するべき。 ・無料団体の構成メンバーの中に市外の方が含まれている団体が申し込んだ場合、利用料金がどうなるのか明確ではない。 <p>【販売】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「副教材的なもの」の定義を教えてください。 <p style="text-align: right;">〈発表終了〉</p>
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・まんまる予約は、コロナ禍で予約時の密集を避けるため、中央公民館でも利用することも検討した。しかしながら、公民館の利用者の9割近くが高齢の方ということもあり、インターネット利用の促進が難しい。利用者の予約に関して公平性を保つのであれば、現行はこのままが良いと考えている。なお、密集回避のために現在は電話かFAXで予約を受け付けている。予約期間を設け、その間に申込が重複した場合は抽選を行っている。 ・中学生の利用については、厳密には中学生以下の方のみでの利用が不可である。この背景については、不測の事態があった際に対応ができない可能性があるからである。 ・販売に係る「副教材的なもの」の定義であるが、営利活動にならないことを前提に置きつつ、社会教育の推進の場でもあるため、市で主催をする事業に限り認めている。講師に関連する教材であり、さらなる学習を深めるものを基準にしているが、今後の検討課題でもある。 ・市外の定義は、公民館では主たる構成員が2分の1以上と条例により定められている。例えば、中央公民館の利用において、団体の構成員の2分の1以上が5市1町の住民であれば通常料金になる。ただし、地区公民館においては構成員の2分の1以上が吉川市民であることが通常料金の条件となる。
<p>委員長 委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発表の意見をもとに、次回委員会でまとめて示すこととする。 ・議事はこれにて終了となるが、他に何か意見はあるか。 ・社会教育施設というのは、資料にあるこの3施設のみか。美南地区公民館や平沼地区公民館は社会教育施設に含まれないのか。
<p>事務局 委員 委員長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設として含まれる。地区公民館については中央公民館の分館になるため、便宜上中央公民館の中にまとめて示している。 ・わかりにくいので、今回は別で示してほしい。 ・他に意見がなければこれにて会議は終了とする。
<p>事務局</p>	<p>6 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本日の配布物に人権セミナーのチラシと、東部地区社会教育に関連する研修会の案内資料がある。興味ある方は帰りに事務局に声掛け

してもらいたい。

- 7 閉会（20：35）
副委員長からのあいさつ。

以上、この会議の内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。

令和 3 年 / 月 12 日

署名委員

中川 宏司

署名委員

浅見 洋子